

A27 「入会金」、「年会費」、「プレーフィー」でそれぞれ取り扱いが異なります。

(1) 入会金

- ① 法人会員として入会する場合は資産に計上します。ただし、記名式の法人会員で名義人である特定の理事またはスタッフがもっぱら法人の業務に関係なく利用する場合には、これらの者に対する給与となります。
- ② 個人会員として入会する場合は、個人会員である理事またはスタッフに対する給与となります。ただし、無記名式の法人会員制度がないため個人会員として入会し、その入会金を法人が資産に計上した場合において、その入会が法人の業務の遂行上必要であると認められるときは、資産計上が認められます。

(2) 年会費

ゴルフクラブの年会費などの費用は、その入会金が資産に計上されている場合には交際費となり、その理事またはスタッフが受ける経済的利益はないものとされます。他方、その入会金が給与とされている場合には特定の理事またはスタッフに対する給与とされます。

(3) プレーフィー

法人がプレーフィーを負担する場合、その負担する金額はそのプレーをする理事またはスタッフに対する給与とされます。ただし、その費用が法人の業務の遂行上必要なものと認められるときは、当該理事またはスタッフが受ける経済的利益はないものとされます。